別表十（七）　社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

Ⅰ　社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) ((1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3)－(5)	6	

損金算入限度額の計算

社会保険診療報酬に係る収入金額			法定経費率による経費の額		
2,500万円以下の金額	7	円	(7) × 72/100	12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8		(8) × 70/100	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9		(9) × 62/100	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10		(10) × 57/100	15	
計 (2) (7)＋(8)＋(9)＋(10)	11		計 (12)＋(13)＋(14)＋(15)	16	

Ⅱ　農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17)＋(18)	19			特別控除額 (20)－(21)	22	

Ⅲ　特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23					
基金の名称	24					
告示番号	25	平・・ 第　号	平・・ 第　号	平・・ 第　号	平・・ 第　号	平・・ 第　号
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十七の記載要領第１号中「医療法人が租税特別措置法」の次に「第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）」を加え、「医療法人が同法」を「医療法人が租税特別措置法第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）若しくは平成25年旧措置法」に、「ただし、」を「この場合において、当該事業年度又は連結事業年度が平成25年４月１日前に開始した事業年度又は連結事業年度であるときは、

(1)の金額が7,000万円超であ

「損金算入限度額

(3)　の欄は、

(16)

る場合は０）　」

として記載すること。なお、」に改め、「同表のⅠ中」の次に「7,000万円」とあるのは「3,500万円」と、」を加え、同第三号を削り、同第四号中「この表のⅣ」を「この表のⅢ」に改め、同号を同第三号とし、同第五号を加える。